

不服申立て事案答申第 128 号の概要について

1 件名

県教委が市町村教育委員会等とのやりとりをメモ、記録した書類の一切の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 29 年 7 月 21 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、特定の小学校で起きたとされる審査請求人の非違行為の直後からの愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が当該小学校を所管する市町村教育委員会（以下「所管する市町村教育委員会」という。）、所管する市町村教育委員会を所管する県教育委員会教育事務所（以下「所管する県教育事務所」という。）、当該小学校の校長とのやりとりをメモ、記録した書類の一切（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報開示請求を行った。

これに対し、県教育委員会が平成 29 年 8 月 2 日付けで、本件請求対象保有個人情報は存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、メモや記録を残さないとはいえないとの理由で開示を求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、特定の小学校で起きたとされる本件審査請求人の非違行為（以下「本件行為」という。）について、県教育委員会が所管する市町村教育委員会、所管する県教育事務所及び特定の小学校の校長とのやりとりをメモ、記録した書類の一切であると解した。

なお、県教育委員会には、県教育委員会教育事務所（以下「県教育事務所」という。）も含むため、所管する県教育事務所が所管する市町村教育委員会及び特定の小学校の校長とのやりとりをメモ、記録した書類の一切についても、本件請求対象保有個人情報に含まれるものと解している。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 非違行為を行った教職員に対する対応には、懲戒処分及び指導上の措置（以下「処分等」という。）がある。そのうち、懲戒処分とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定に基づき、任命権者である県教育委員会が、教職員の一定の義務違反に対し道義的責任を問う処分である。また、懲戒処分を課する程度に至らない軽易な非違行為に対しては、服務監督者が、指導上の措置とし

て、その責任を確認させ、将来を戒める事実上の行為である措置（以下「指導上の措置」という。）を行う場合もある。

イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 37 条第 1 項には、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員、すなわち県費負担教職員の任命権は、都道府県教育委員会に属すると規定され、地教行法第 43 条第 1 項では、市町村教育委員会は、県費負担教職員のサービスを監督するとされている。

そして、地教行法第 38 条第 1 項では、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって、非違行為についての処分など任免その他の進退を行うものとされている。

ウ 県教育委員会では、「職員の非違行為に関わる報告について」（平成 4 年 1 月 7 日付け 4 教総第 14 号・4 教職第 52 号教育長通知。以下「報告通知」という。）に基づき、県費負担教職員が非違行為を行った場合には、第 1 報として、当該教職員が所属する学校長が非違行為に関する速報を作成し、所管の市町村教育委員会を經由して、県教育委員会に提出するものとしている。その後、当該教職員に対する事情聴取等を行い、非違行為についての事実確認をした上で、当該学校長が非違行為報告書を作成し、所管の市町村教育委員会及び県教育事務所を經由して県教育委員会へ提出するものとしている。

エ また、「県費負担教職員の任免その他の人事取扱について」（昭和 31 年 11 月 9 日付け教職第 1414 号教育長通知。以下「人事取扱通知」という。）では、県費負担教職員が非違行為を行った場合、懲戒処分に係る市町村教育委員会の内申については、所管の県教育事務所を經由して提出するものとし、県教育委員会教育事務所長（以下「県教育事務所長」という。）は、内申についての意見を付して県教育委員会教育長へ副申することとしている。また、発令通知書は、県教育委員会が作成し、所管の県教育事務所を經由して市町村教育委員会に送付され、辞令書は、発令通知書に基づいて県教育事務所長が作成し、本人に交付するものとしている。

なお、指導上の措置に係る協議及び進達についても、人事取扱通知に準じて運用している。

オ なお、前記ウのとおり、非違行為に関する速報及び非違行為報告書は、非違行為を行った県費負担教職員が所属する学校長が作成するため、本件開示請求の対象外であるが、本件行為についての速報及び非違行為報告書（以下「本件非違行為報告書」という。）については、本件審査請求人からの平成 29 年 5 月 15 日付け自己情報開示請求に対して、同年 6 月 5 日付けで、対象保有個人情報として特定

の上、既に一部開示決定している。

カ 県教育委員会は、特定の小学校から速報により報告を受けた後、県教育委員会の担当者が、当該学校、所管する市町村教育委員会等から聞き取った経緯等を備忘録として個人的にメモすることはある。しかし、そのメモは組織的に用いるものではなく、あくまで個人的便宜のために作成されたものであり、当該職員が不要となったと判断すれば、いつでも廃棄できるものである。本件行為については、当該行為への対応に必要な事実内容、経緯等が網羅的かつ最終的なものとして記載された本件非違行為報告書が県教育委員会へ提出されたため、その断片的かつ途中段階の当該メモについては、もはや備忘の用を成さないとの担当者の判断により、廃棄済みであった。

さらに、本件行為が起きたのは本件開示請求時から1年以上前のことであり、本件行為の処分検討についての審議も既に終了し、処分等を行わないこととしたことから、やはり担当者がメモを保管する理由はない。

念のため、本件開示請求があった際に、本件開示請求の内容に該当する文書を探索したが、県教育事務所も含めて、県教育委員会ではやはり存在しなかった。

キ なお、本件行為については審議の上、処分しないこととした事案であるため、前記エのとおり、処分等が行われる場合には県教育委員会が作成する発令通知書などの処分等関係通知は、作成していない。

(3) 以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書、審査請求人が実施機関に提出した反論書及び意見陳述並びに実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、本件行為について、県教育委員会が所管する市町村教育委員会、所管する県教育事務所及び特定の小学校の校長とのやりとりをメモ、記録した書類の一切と解される。

(2) 県費負担教職員の処分等に係る報告等の事務手続の流れについて

ア 根拠法令について

地教行法では、県費負担教職員の任命権については都道府県教育委員会に属し、

服務監督権については市町村教育委員会に属する旨が規定されている。

また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行う旨が規定されている。

イ 県教育委員会への報告等の取扱いについて

当審議会において、実施機関から提出された報告通知を見分したところ、県費負担教職員が非違行為を行った場合には、第 1 報として、当該教職員が所属する学校長が非違行為に関する速報を作成し、所管の市町村教育委員会を經由して、県教育委員会に提出し、その後、当該教職員に対する事情聴取等を行い、非違行為についての事実確認をした上で、当該学校長が非違行為報告書を作成し、所管の市町村教育委員会を經由して県教育委員会管理部教職員課（以下「教職員課」という。）へ提出するものと規定されていることが認められた。

また、人事取扱通知の内容について、当審議会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、懲戒処分に係る市町村教育委員会の内申については、所管の県教育事務所を經由して提出するものとし、県教育事務所長は、内申についての意見を付して副申すること、また、懲戒処分に係る発令通知書は、県教育委員会が作成し、所管の県教育事務所を經由して市町村教育委員会に送付され、辞令書は、発令通知書に基づいて県教育事務所長が作成し、本人に交付するものと規定されていることが認められた。

なお、明文の規定はないが、実施機関によれば、指導上の措置に係る協議及び進達についても、人事取扱通知に準じて運用しているとのことである。

(3) 本件請求対象保有個人情報存否について

ア 本件行為に関して行われた事務処理について

実施機関の説明を総合すると、本件行為に関して県教育委員会が行った事務処理は以下のとおりである。

(ア) 県教育委員会に対する報告等

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、県教育委員会は、電話によって聴き取ることによって、所管する市町村教育委員会から事実関係の確認をしたとのことであった。

なお、特定の小学校とは、直接やり取りをしていないとのことであった。

また、実施機関によると、県教育委員会は、所管する市町村教育委員会から聴き取った際のメモ並びに特定の小学校の校長が作成し、所管する市町村教育委員会を經由して提出された非違行為に関する速報（以下「本件速報」という。）及び本件非違行為報告書によっても、事実関係の確認をしたとのことであった。

(イ) 県教育委員会による報告等

当審議会において実施機関に確認したところ、県教育委員会は、口頭によって、審査請求人を処分しない旨の連絡を所管する市町村教育委員会へ行ったとのこ

とであった。

イ 本件請求対象保有個人情報の存否について

前記(2)の事務手続の流れを踏まえた上で、実施機関の説明について判断すると、本件請求対象保有個人情報の存否については、以下のとおり判断される。

(ア) 県教育委員会に対する報告等

前記ア(ア)のとおり、本件請求対象保有個人情報のうち、県教育委員会に対する報告等には、電話によって所管する市町村教育委員会から聴き取った際のメモ、本件速報及び本件非違行為報告書がある。

このうち、本件速報及び本件非違行為報告書については、別に一部開示決定していることから、電話によって所管する市町村教育委員会から聴き取った際のメモについて、以下判断する。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、県教育委員会は、本件行為に関する事実把握のため、本件非違行為報告書が提出される前から、所管する市町村教育委員会と連絡を取り合っていたとのことであった。

また、実施機関によれば、本件行為への対応に必要な事実内容、経緯等が網羅的かつ最終的なものとして記載された本件非違行為報告書が県教育委員会へ提出されたため、所管する市町村教育委員会から聴き取った経緯等の断片的かつ途中段階のメモについては、もはや備忘の用を成さないとの担当者の判断により、廃棄済みとのことであった。

前記(2)イのとおり、報告通知を見分したところ、県費負担教職員が非違行為を行った場合には、当該教職員に対する事情聴取等を行い、非違行為についての事実確認をした上で、当該学校長が非違行為報告書を作成し、所管の市町村教育委員会を経由して教職員課へ提出するものと規定されていることが認められた。

また、当審議会において、実施機関から提出された本件非違行為報告書を見分したところ、審査請求人その他関係者から聴き取られた本件行為に関する経緯、事後措置等が詳細に記載されていることが認められた。

以上のことから、県教育委員会の定めた手続どおりに本件非違行為報告書は提出されているため、正式な文書と認められ、経緯等も詳細に記載されていることからすれば、聴き取った経緯等の断片的かつ途中段階のメモについては、もはや備忘の用を成さないとの担当者の判断により、廃棄済みであるとする実施機関の説明が特段不自然、不合理であるとはいえない。

(イ) 県教育委員会による報告等

前記ア(イ)のとおり、県教育委員会による報告等としては、所管する市町村教育委員会に対して行った、審査請求人を処分しない旨の連絡がある。

実施機関によれば、県教育委員会は、本件行為に関して処分等をしないこととしたとのことである。

また、当審議会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、県教育委員会は、本件行為に関して処分等をしないこととしたことを、口頭により、所管する市町村教育委員会へ連絡したとのことである。

当審議会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、懲戒処分を行うこととした場合における連絡等の事務手続については、人事取扱通知に、発令通知書の市町村教育委員会への送付などが規定されているものの、処分等を行わないこととした場合の事務手続については、何ら規定されていないことが認められた。

以上のことから、処分等を行わないこととした本件行為については、処分等を行わないこととした場合の事務手続についての規定が存在しないため、文書での連絡等を行う義務はないものと解されることから、連絡等は口頭で行い、文書では行っていないとする実施機関の説明が特段不自然、不合理であるとはいえない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、当初、特定の小学校の校長は無給の欠勤を命じたが、後日給料を支給することになった経緯等についても主張しているため、以下判断する。

ア 県費負担教職員の給与支払事務について

当審議会において実施機関に確認したところ、県費負担教職員の給与の支払事務は県教育委員会が行っているが、県費負担教職員の給与を支払うか否かを実質的に決定しているのは、当該職員の服務監督権を持つ市町村教育委員会であり、県教育委員会は市町村教育委員会からの服務に係る報告に基づき、給与支払事務を行うとのことであった。

イ 給与の支払等に係る経緯について

当審議会において実施機関に確認したところ、特定の小学校の校長の判断によって、それまで給与が支給されない欠勤とされていた審査請求人の服務上の取扱いを職務専念義務を免除するように、当初に遡って変更されたため、給与を支給することとなったとのことであった。また、給与に係る報告はシステムにより行われるが、本事案については、当初に遡って欠勤という取扱いではなくなったことから、当該欠勤に係る給与の履歴情報は、本件開示請求日である平成29年7月21日時点では既に消去されていたとのことであった。

当審議会において、実施機関から提出された審査請求人の給与に係る履歴情報を見分したところ、確かに、特定の小学校に勤務していた時期に、欠勤を理由として給与が減額された旨の情報は、存在しないことが認められた。

ウ まとめ

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(3)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議

会の判断に影響を及ぼすものではない。

不服申立て事案答申第 129 号の概要について

1 件名

事故による身体障害に関する個人情報の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 29 年 7 月 31 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、「事故による身体障害に関する個人情報（裁判関係の書類及び身体障害者手帳に関連する書類は除く。）」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報の開示請求を行った。

これに対し、知事が同年 8 月 16 日付けで本件請求対象保有個人情報は廃棄済みであるとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、身体障害者である情報は個人情報に付帯する情報として取り扱われるべきである性格のものであるから永年保存とするべきであるとの理由で不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

ア 本件開示請求書を総合窓口において受け付けた平成 29 年 8 月 2 日時点では、「開示請求をする保有個人情報」の欄は「身体障害に関する個人情報」と記載されているのみであったことから、同日、総合窓口の受付業務を担当する愛知県県民生活部県民生活課（当時）職員が審査請求人に請求内容を確認したところ、審査請求人が、愛知県職員として勤務していた際の事故による自己の身体障害に関する個人情報（以下「事故による身体障害に関する情報」という。）を請求したいとの趣旨であった。

イ 審査請求人は、愛知県を被告として、前記アの事故によって生じた傷害に係る入通院慰謝料、後遺症慰謝料、後遺症による逸失利益及び弁護士費用を損害とする損害賠償請求を提起していることから、当該訴訟関係文書（以下「訴訟関係文書」という。）が本件請求対象保有個人情報に該当することも考えられた。

このため、平成 29 年 8 月 10 日、愛知県県民生活部（当時）の職員が審査請求人に確認したところ、自らの訴訟関係文書は所持しているため、事故による身体障害に関する情報には含まれない旨の補正があった。

ウ また、平成 29 年 8 月 14 日、審査請求人が、県民生活部に所属する職員の人事（公務災害補償を含む。）に関する事務を所管する愛知県県民生活部県民総務課（当時。以下「県民総務課」という。）職員に対して、身体障害者手帳を所持している旨を述べたため、愛知県の福祉相談センターにおいて管理している身体障害者手帳交付申請書、身体障害者診断書・意見書（肢体不自由障害用）、身体障害者

診断書・意見書審査票及び身体障害者手帳の交付依頼通知が、本件請求対象保有個人情報に該当することも考えられたが、同月 15 日、県民総務課職員が審査請求人に確認したところ、自らの身体障害者手帳に関連する書類は事故による身体障害に関する情報には含まれない旨の補正があった。

よって、本件請求対象保有個人情報は、事故による身体障害に関する情報のうち、訴訟関係文書及び身体障害者手帳に関連する書類を除いたものと解した。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 審査請求人は平成 20 年度まで愛知県職員であり、身体障害に関する情報は、人事異動の配慮を行う上で必要であることから、仮に審査請求人が自身の障害に関する情報を申告していれば、本人の申告に基づき、人事異動に関して作成される自己申告シートⅠ、自己申告シートⅡ及び障害者職員名簿に記載されて、審査請求人が最後に所属していた所属の主管課である愛知県総務部総務課（以下「総務部総務課」という。）が管理していたと考えられる。しかし、自己申告シートⅠ及び自己申告シートⅡは、「人事情報修正・変更」という 5 年保存の行政文書ファイル（簿冊）に管理するため、その保存期間は 5 年である。また障害者職員名簿は、「人事照復」という 1 年保存の行政文書ファイル（簿冊）に管理するため、その保存期間は 1 年である。

総務部総務課の平成 25 年度保存文書目録（廃棄）には、平成 20 年度所属職員の自己申告シートⅠ及び自己申告シートⅡを管理する「人事情報修正・変更」という行政文書ファイル（簿冊）について、平成 26 年 3 月 31 日に廃棄の登録をしたことが記載されている。また同課の平成 22 年度保存文書目録（廃棄）には、平成 20 年度所属職員の障害者職員名簿を管理する「人事照復」という行政文書ファイル（簿冊）について、平成 22 年 4 月 1 日に廃棄の登録をしたことが記載されている。これらのことから、審査請求人の障害に関する情報が記載されている可能性のある自己申告シートⅠ、自己申告シートⅡ及び障害者職員名簿は、遅くとも平成 26 年度までに、いずれも廃棄している。

イ 審査請求人は、前記(1)アの事故による公務災害認定を受けているが、公務災害関係の行政文書ファイル（簿冊）名は、認定事務を行う愛知県総務部人事局職員厚生課（以下「職員厚生課」という。）においては「県常勤職員公務災害」であり、事故が発生した所属及び認定請求書が経由する県民総務課においては「公務災害」である。その保存期間は、職員厚生課及び県民総務課においては 5 年、事故が発生した所属においては 3 年であり、審査請求人の公務災害関係の文書（以下「公務災害関係文書」という。）は廃棄している。念のため、これらの所属において再度公務災害関係文書を探索したが、存在しなかった。

なお、訴訟関係文書には公務災害関係文書も含まれているが、前記(1)イのとおり、訴訟関係文書は本件請求対象保有個人情報には含まれていない。

ウ 以上のとおり、本件請求対象保有個人情報に該当する可能性のあるものは全て探索したが、いずれも廃棄されていたため、不存在を理由とする不開示決定を行ったものである。

エ なお、審査請求人は本件審査請求書において、「身体障害者（機能障害）である情報は、現在から将来に亘って本人を形成するものであり、個人情報に付帯する情報として取り扱われるべきである性格のものであるから永年保存とするべきである。」と主張している。しかし、愛知県行政文書管理規程（平成 16 年愛知県訓令第 4 号。以下「文書管理規程」という。）第 60 条第 2 項には、当該行政文書の保存期間を「主務課長が定めるものとする。」とされていることから、同項の規定に基づき、前記ア及びイのとおり、前記行政文書の主務課長が、保存期間を 5 年又は 1 年と定めている。

また、審査請求人は本件審査請求書において、「請求人の身体障害という個人情報がないことは、愛知県個人情報保護条例第 1 条（目的）の「個人の権利利益を保護することを目的とする。」に反するものである。」とも主張しているが、条例第 10 条においては、文書管理規程第 60 条第 2 項に定める保存期間を経過した場合など、「保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。」と規定している。これは、保存期間が経過しているにもかかわらず個人情報を管理し続けるなど、個人情報の管理が適正に行われない場合には、個人の権利利益が侵害されるおそれが生ずることから、定められたものである。

よって、保存期間経過後は個人情報を廃棄することこそ、条例第 1 条のとおり「個人の権利利益を保護すること」になるため、審査請求人の主張には理由がない。

なお、平成 29 年 9 月 28 日付けで審査請求人が追加資料として提出した「証明書」と題する特定の市の社会福祉事務所所長名の文書については、同月 14 日時点で、実施機関ではない特定の市の社会福祉事務所が、審査請求人の手帳情報を管理していることが分かる文書に過ぎない。加えて、前記(1)ウに記載のとおり、審査請求人の身体障害者手帳に関連する書類は、本件請求対象保有個人情報には含まれていないため、当該追加資料は本件請求対象保有個人情報と何ら関係がない。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

ア 当審議会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件開示請求書を受け付けた時点では、本件開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」の欄に、「身体障害に関する個人情報」と記載されているのみであったため、本件開示請求書の記載が開示請求の対象となる保有個人情報を特定するために必要な事項として十分でないと考えたことから、審査請求人に対して補正を依頼したところ、審査請求人から、「事故による」、「裁判関係の書類は除く」及び「身体障害者手帳に関連する書類は除く」との内容を追加する旨の回答があったとのことであった。

イ 当審議会において、本件開示請求書を見分したところ、「開示請求をする保有個人情報の内容」の欄には「身体障害に関する個人情報」と記載されており、その周辺に「事故による」旨を請求者に確認、「裁判関係の書類は除く」旨を請求者に電話で確認及び「身体障害者手帳に関連する書類は除く」旨を請求者に電話で確認との記載とともに、確認をした日時及び特定の職員の名前が付記されていた。

ウ 当審議会において、実施機関から提出された審査請求人との電話記録を見分したところ、「実施機関が身体障害者手帳に関連する書類を探索すると、審査請求人に身体障害者手帳が交付された際の交付申請書が、愛知県健康福祉部障害福祉課に管理されていたが、これは審査請求人自身がお持ちではないかと思う。」旨を実施機関から連絡し、これを受けて、審査請求人は、「不存在となることは分かった。いいですよ。」と発言したことが認められた。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、審査請求人の前記発言をもって、本件請求内容から「身体障害者手帳に関連する書類は除く」旨の回答があったと解したとのことであった。

エ 以上のことから、自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び審査請求人が実施機関に提出した反論書並びに実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、事故による身体障害に関する情報のうち、裁判関係の書類及び身体障害者手帳に関連する書類を除いたものと解される。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 本件請求対象保有個人情報について

実施機関によれば、本件請求対象保有個人情報としては、人事異動に関して作成されるもの及び公務災害関係文書が考えられるとのことである。

イ 保存期間について

(ア) 人事異動に関して作成されるもの

実施機関によれば、審査請求人は平成 20 年度まで愛知県職員であり、身体障

害に関する情報は、仮に審査請求人が自身の障害に関する情報を申告していれば、本人の申告に基づき、人事異動に関して作成される自己申告シートⅠ、自己申告シートⅡ及び障害者職員名簿に記載されて、審査請求人が最後に所属していた所属の主管課である総務部総務課が管理していたと考えられるとのことである。

当審議会において、文書管理規程を見分したところ、行政文書の保存期間の区分は、30年、10年、5年、3年、1年及び1年未満と定められており、行政文書の保存期間は、別表に定める行政文書保存期間区分基準に基づき主務課長が定めるものと規定されていることが認められた。

実施機関によれば、自己申告シートⅠ及び自己申告シートⅡは、愛知県総務部総務課長が「人事情報修正・変更」という5年保存の行政文書ファイル（簿冊）に管理することを定めたことから、その保存期間は5年であり、また障害者職員名簿は、「人事照復」という1年保存の行政文書ファイル（簿冊）に管理することを定めたことから、その保存期間は1年であるとのことである。

(イ) 公務災害関係文書

実施機関によれば、審査請求人は、前記3(1)アの事故による公務災害認定を受けているとのことである。

また、公務災害関係の行政文書ファイル（簿冊）名は、認定事務を行う職員厚生課においては「県常勤職員公務災害」であり、事故が発生した所属及び認定請求書が経由する県民総務課においては「公務災害」であって、その保存期間は、職員厚生課及び県民総務課においては各課長が5年と定め、事故が発生した所属においては所属長が3年と定めたことから、公務災害関係文書は廃棄しているとのことである。

(ウ) 本件請求対象保有個人情報の存否について

当審議会において、実施機関から提出された平成22年度保存文書目録（廃棄）を見分したところ、平成20年度所属職員の障害者職員名簿を管理する行政文書ファイル（簿冊）である「人事照復」について平成22年4月1日付けで廃棄登録がされ、平成25年度保存文書目録（廃棄）を見分したところ、平成20年度所属職員の自己申告シートⅠ及び自己申告シートⅡを管理する行政文書ファイル（簿冊）である「人事情報修正・変更」についても平成26年3月31日付けで廃棄登録がされていることが認められた。

また、当審議会において、実施機関から提出された行政文書ファイル管理簿を見分したところ、公務災害関係文書の保存期間については、実施機関の主張どおり、職員厚生課及び県民総務課においては5年、事故が発生した所属においては3年であることが認められた。

以上のことから、本件請求対象保有個人情報として考えられるものはいずれ

も、本件開示請求日である平成 29 年 7 月 31 日時点では、文書管理規程に基づいて定められた保存期間が満了しており、その保存期間の延長等の事情も推認できないことから、本件請求対象保有個人情報廃棄済みであるとした実施機関の説明が特段不自然、不合理とまではいえない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

なお、審査請求人は「身体障害者（機能障害）である情報は、現在から将来に亘って本人を形成するものであり、個人情報に付帯する情報として取り扱われるべきである性格のものであるから永年保存とすべきである。」と主張するが、文書の保存期間は文書管理規程に基づき主務課長が定める事柄であり、当審議会の判断が及ぶところではない。

不服申立て事案答申第 130 号の概要について

1 件名

3 月に行った処分審議会の議事録の全部の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 29 年 11 月 20 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき、特定の日に起きたとされる審査請求人の非違行為に関して、3 月に行った処分審議会の議事録の全部について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が平成 29 年 12 月 1 日付けで、本件請求対象保有個人情報存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、記録を残さないはずはないとの理由で開示を求める審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、特定の小学校で起きたとされる審査請求人の非違行為（以下「本件行為」という。）に係る処分に関して審議するために、県教育委員会が 3 月に開催した会議の議事録と解した。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 人事考査委員会について

(ア) 審査請求人は特定の小学校に所属する教員であったことから、本件行為に係る処分に関して審議するために開催する会議としては、人事考査委員会が考えられた。

人事考査委員会とは、人事考査委員会設置要綱に基づき、県教育委員会に任命権の属する職員（愛知県立学校に勤務する職員並びに市町村立学校（名古屋市立学校を除く。）に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員をいい、特定の小学校の教員は含まれる。）に対する懲戒処分等人事管理の適正を期するために、県教育委員会に設置された内部組織である。人事考査委員会の検討事項としては、職員に対する分限処分（職員の処分に関する条例（昭和 43 年愛知県条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる休職処分を除く。）に関する事、職員に対する懲戒処分に関する事並びに分限処分及び懲戒処分には至らないが、人事管理上特に指導が必要と認められる事項に関する事とされており、非違行為等が行われた事実が確認できたことを前提に、当該非違行為等を行った職員の懲戒処分等の量定の検討を行っている。

(イ) 特定の小学校における本件行為の事実確認及び認定について

本件行為については、被害児童と本件行為を行ったとされる本件審査請求人との間で主張の食い違いがあり、本件行為に係る懲戒処分等に関して審査を行う前提として、本件行為の有無について十分に事実確認及び認定を行う必要のある事案であった。そのため、本件行為の有無が疑われた直後から、特定の小学校の校長は関係者から事情聴取を十分に行ったが、最終的に本件行為の有無について、事実確認及び認定ができなかった。特定の小学校の校長は、その旨を非違行為報告書（以下「本件非違行為報告書」という。）に記入の上、当該特定の小学校を所管する市町村教育委員会（以下「所管する市町村教育委員会」という。）に提出し、所管する市町村教育委員会は当該教育委員会を所管する県教育委員会教育事務所に提出した。

(ウ) 県教育委員会における本件行為の事実確認及び認定について

県教育委員会は、所管する市町村教育委員会からの懲戒処分等を行う際に必要な手続である内申又は協議が行われなかったこと並びに本件非違行為報告書の内容を確認した結果、本件行為の有無の事実確認及び認定ができなかったことから、本件審査請求人に対して懲戒処分等を行わないこととした。

(エ) 本件行為に係る人事考査委員会の議事録について

人事考査委員会は、非違行為が行われた事実が確認できたことを前提として、当該非違行為を行った職員の懲戒処分等の量定を検討する内部組織であることから、非違行為の有無に関する事実確認及び認定ができなかった本件行為に関して開催しておらず、当然議事録も作成していない。

イ 人事考査委員会以外の可能性について

県教育委員会では人事考査委員会の他には、非違行為に係る懲戒処分等に関して審議するために開催することとしている会議は存在しない。

また、人事考査委員会を開催しないとしたことに関する打ち合わせの記録についても、作成していない。

(3) 以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁

明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報、本件行為に係る処分に関して審議するために、3月に開催したと審査請求人が主張する会議の議事録(以下「本件請求対象保有個人情報」という。)と解される。

(2) 県費負担教職員への懲戒処分等に係る事務手続について

ア 根拠法令について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)では、県費負担教職員の任命権については都道府県教育委員会に属し、服務監督権については市町村教育委員会に属する旨が規定されている。

また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行う旨が規定されている。

イ 県教育委員会における事務手続について

当審議会において、実施機関から提出された人事考査委員会設置要綱を見分したところ、県教育委員会に任命権の属する職員に対する分限処分、懲戒処分等人事管理の適正を期するため、人事考査委員会を設置する旨が記載されていることが認められた。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 本件請求対象保有個人情報について

前記(2)の事務手続を踏まえた上で、実施機関の説明を総合すると、本件請求対象保有個人情報としては、以下のものが考えられる。

(ア) 人事考査委員会の議事録

(イ) 人事考査委員会以外の会議の議事録

(ウ) 打ち合わせ等の記録

イ 本件請求対象保有個人情報の存否について

前記(2)の事務手続を踏まえた上で、実施機関の説明の妥当性を判断すると、本件請求対象保有個人情報の存否については、以下のとおり判断される。

(ア) 人事考査委員会の議事録

当審議会において、実施機関から提出された本件非違行為報告書を見分したところ、本件行為に関して、最終的に特定の小学校の校長、所管する市町村教育委員会ともに事実確認、認定に至らず、これ以上の事実確認も困難である旨が記載されていることが認められた。

また、実施機関によれば、地教行法に基づく懲戒処分についての内申については、所管する市町村教育委員会から提出されなかったとのことである。

さらに、明文の規定はないが、実施機関によれば、人事考査委員会は、非違行為が行われた事実が確認できた場合に、当該非違行為を行った職員の懲戒処分等の量定を検討するために開催しているとのことである。

以上のことから、本件行為については、最終的に非違行為が行われた事実を

確認するに至らず、所管する市町村教育委員会から内申も提出されていないことから、人事考査委員会を開催していないとする実施機関の説明が特段不自然、不合理であるとはいえず、その議事録は存在しないものと認められる。

(イ) 人事考査委員会以外の会議の議事録

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、人事考査委員会の他には、懲戒処分等に関して審議するために開催することとしている会議は存在しないとのことである。

当審議会において、実施機関から提出された人事考査委員会設置要綱を見分したところ、県教育委員会に任命権の属する職員に対する分限処分、懲戒処分及びこれらの処分には至らないが、人事管理上特に指導が必要と認められる事項に関しても審査の対象とされていることが認められた。

以上のことから、人事考査委員会の他には、懲戒処分等に関して審議を行う会議は存在しないとする実施機関の説明が特段不自然、不合理であるとはいえず、人事考査委員会以外の議事録も存在しないものと認められる。

(ウ) 打ち合わせ等の記録

実施機関によれば、人事考査委員会を開催しないとしたことに関する打ち合わせの記録についても作成していないと主張しているため、以下判断する。

前記(ア)のとおり、本件行為については、最終的に非違行為が行われた事実を確認するに至らず、地教行法に基づく内申が所管する市町村教育委員会から提出されなかったことから、当然、人事考査委員会を開催しないケースに該当するため、人事考査委員会を開催しないことに関して打ち合わせを行う義務や必要性は本来ないものと考えられる。

この点について、当審議会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件行為については、被害児童側と審査請求人との間で主張の食い違いがあったことから、特に、本件行為に係る懲戒処分等に関して審査を行う前提として、非違行為の有無について十分に事実確認及び認定を行う必要があると判断していたとのことであった。このため、最終的に非違行為が行われた事実を確認するに至らず、また、内申も提出されなかったものの、県教育委員会管理部教職員課長（以下「教職員課長」という。）も含めた県教育委員会管理部教職員課（以下「教職員課」という。）職員間で相談し、人事考査委員会を開催しないこと及び懲戒処分等を行わないことを確認したが、当該打ち合わせについての記録は作成していないとのことであった。

当該打ち合わせについては、義務的に実施したものではなく、確認の意味で任意に行われたものと解されることから、記録を作成していないとする実施機関の説明について、他に本件請求対象保有個人情報が存在することをうかがわせる事情を推認することはできない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 諮問第 150 号の審議過程で行われた審査請求人の意見陳述において、審査請求人が本件請求対象保有個人情報を請求したのは、諮問第 150 号に係る県教育委員会からの弁明書中に、「本件非違行為の処分検討についての審議も既に終了し、処分等を行わないこととした」及び「本件非違行為については審議の上、処分しないこととした事案であるため」との記載があったことから、処分に関して審議した会議（「処分審議会」）が開催されたものと受け取ったためである旨の説明があった。

この点について、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、当該弁明書の記載は、前記(3)イ(ウ)のとおり、教職員課長も含めた教職員課職員間で相談し、人事考査委員会を開催しないこと及び懲戒処分等を行わないことを確認したことを指しているとのことであった。前記(3)イ(ウ)のとおり、他に本件請求対象保有個人情報が存在することをうかがわせる事情を推認することはできないが、そうであるならば、「本件非違行為の処分検討についての審議も既に終了し、処分等を行わないこととした」及び「本件非違行為については審議の上、処分しないこととした事案であるため」との記載は、誤解を招くものであったといわざるを得ないと考える。

イ まとめ

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の存否については前記(3)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。